

令和元年11月定例県議会提出議案
～商工観光労働部関係議案概要～

- 議案第2号 令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算
(第1号)

債務負担行為 追加 (商工政策課)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
高度化資金貸付金	令和元年度から 令和4年度まで	4,000,000

【議案第2号】

令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

商工政策課 経営金融支援室

1 補正予算の内容

債務負担行為 追加

事 項	期 間	限 度 額
高度化資金貸付金	令和元年度から 令和4年度まで	千円 4,000,000

2 債務負担行為の設定理由

新船建造後の令和4年度に、県が宮崎カーフェリー(株)に対して高度化資金を貸し付けることを前提に、宮崎カーフェリー(株)、金融機関、県等の当事者間で、融資の内容や返済方法を定めた協定書を締結するに当たって設定するもの

※ 具体的支出に当たっては、限度額の範囲内で、令和4年度当初予算において改めて歳入歳出予算として定める。

3 高度化資金の概要

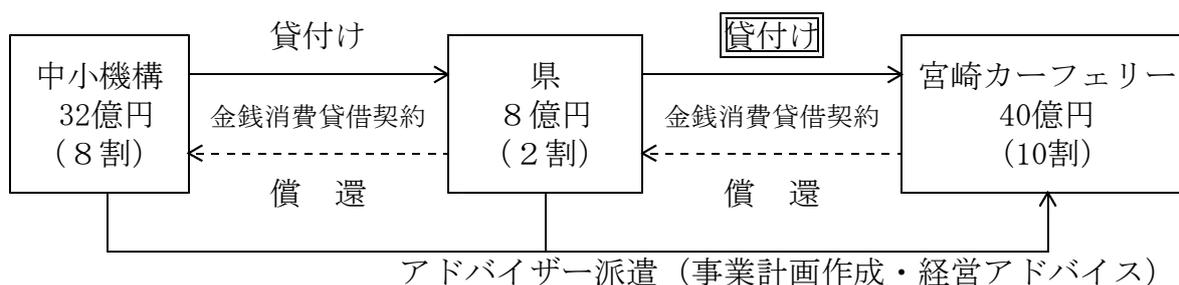
(1) 高度化資金とは

- ・ 国の中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関である(独)中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)が所管する制度資金
- ・ 中小企業者が連携して、経営基盤の強化を図るための施設・設備を整備する事業に対して、経営診断・指導と資金貸付けの両面から中小機構と都道府県が一体となって支援する仕組み

(2) 貸付条件

貸付限度額	事業費の80%以内(負担割合 中小機構:県=4:1)
償還期限	据置期間(3年以内)を含む20年以内
金 利	無利子
資金交付	施設・設備整備の完了後

(3) 資金の流れ等



(4) 高度化資金活用のメリット

- <会社> ・無利子で借り入れることによる財務負担軽減
 ・専門家による経営アドバイス等のサポート
- < 県 > ・8割を中小機構から無利子で借り入れることによる財政負担軽減

4 高度化資金貸付けの妥当性等

- (1) 事業計画については、中小機構の協力を得て事業性評価を行い、令和元年11月11日付けで中小機構から事業認定を受けたところであり、堅実で実現性が高く償還財源も確保されていることから、高度化資金による貸付けは妥当と判断している。
- (2) 今後、新船建造の経過をフォローすることはもとより、資金の貸付後には、定期的に経営状況等を把握するとともに、必要に応じて中小機構の専門家派遣による経営支援を行いながら、契約に沿った償還に向けて債権管理を実施していく。

【参考】今後のスケジュール

日 程	内 容
令和元年12月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・融資の範囲や返済方法を定めた当事者間協定書を締結 (県が貸付けを確約) ・会社が金融機関と融資契約を締結 ・会社が造船所と建造契約を締結
令和4年2月	2月定例議会 (令和4年度当初予算案提出)
5月	新船 (1隻目) の引渡し → 高度化資金貸付け
11月	新船 (2隻目) の引渡し → 高度化資金貸付け

建造期間